

参 考 资 料

参考資料 1 - 1 独占禁止法改正法の概要（談合に係る部分のみ）

1. 課徴金制度等の見直し

【課徴金の対象となる行為類型の拡大】

- 排除型私的独占
- 不当廉売、差別対価、
共同の取引拒絶、再販売価格の拘束
(同一の違反行為を繰り返した場合)
- 優越的地位の濫用

課徴金算定率

()内は中小企業の場合

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%

現行法
↓
改正法



改正法で追加

	5%	2%	1%
排除型私的独占	5%	2%	1%
不当廉売、差別対価等	3%	2%	1%
優越的地位の濫用		1%	

- 主導的事業者に対する課徴金を割増し
 - ・カルテル・入札談合等を主導した事業者に対し、課徴金を割増しする

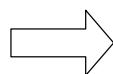
○課徴金減免制度の拡充

- ・共同申請：同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める
- ・減免申請者数の拡大：調査開始前と開始後で併せて5社まで（ただし、調査開始後は最大3社まで）に拡大する（現行3社）
- 事業を承継した一定の企業に対しても排除措置命令・課徴金納付命令を可能にする
- 排除措置命令・課徴金納付命令に係る除斥期間を現行の3年から5年に延長する

2. 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引き上げ

- ①カルテル・入札談合等は後を絶たず、法人のみならず、実際に調整行為を行う個人に対する抑止力を確保することが重要であること、
- ②他の経済関係法令・諸外国競争法との比較においても、低い水準に留まることから、不当な取引制限等の罪に係る自然人に対する罰則を以下のとおり引き上げる。

【現行】
3年以下の懲役又は500万円
以下の罰金



【改正法】
5年以下の懲役又は500万円
以下の罰金

他の経済関係法令及び諸外国競争法における自然人に対する懲役刑等の上限

法令等	金融商品取引法		特許法		不正競争防止法		米国・反トラスト法 (カルテル等)	カナダ・競争法 (カルテル等)
	インサイダー 取引等	風説の 流布等	特許権等 みなし侵害	特許権等 侵害	不正競争 行為等	営業秘密 の詐取等		
懲役等	5年	10年	5年	10年	5年	10年	10年	5年

注) 同法は、平成22年1月に施行予定である。

参考資料1 - 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和22年法律第54号)(抜粋)

〔目的〕

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

〔定義〕

第2条 ~ (略)

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

~ (略)

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第7条 第3条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員会は、第3条又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、第8章第2節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から5年を経過したときは、この限りでない。

- 一 当該行為をした事業者
- 二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

〔課徴金〕

第7条の2 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものとしたときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が3年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて3年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に100分の10（小売業については100分の3、卸売業については100分の2とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が100万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の対価に係るもの
- 二 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの
 - イ 供給量又は購入量
 - ロ 市場占有率
 - ハ 取引の相手方
 - ～（略）

第一項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当する者であるときは、同項中「100分の10」とあるのは「100分の4」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.2」と、「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

- 一 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種及び第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合（組合の連合会を含む。）のうち、政令で定めるところにより、前各号に定める業種ごとに

当該各号に定める規模に相当する規模のもの

第1項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第47条第1項第4号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分が最初に行われた日（以下この条において「調査開始日」という。）の1月前の日（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について第50条第6項において読み替えて準用する第49条第5項の規定による通知（次項、第10項及び第20条の2から第20条の5までにおいて「事前通知」という。）を受けた日の1月前の日）までに当該違反行為をやめた者（当該違反行為に係る実行期間が2年未満である場合に限る。）であるときは、第1項中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の3」とあるのは「100分の2.4」と、「100分の2」とあるのは「100分の1.6」と、前項中「100分の4」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の1」と、「100分の1」とあるのは「100分の0.8」とする。ただし、当該事業者が、次項から第9項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

第1項（第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、第19項、第22項及び第23項において同じ。）又は第4項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第1項中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の3」とあるのは「100分の4.5」と、「100分の2」とあるのは「100分の3」と、第4項中「100分の6」とあるのは「100分の9」と、「100分の2」とあるのは「100分の3」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.5」と、第5項中「100分の4」とあるのは「100分の6」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.5」とする。ただし、当該事業者が、第9項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 調査開始日からさかのぼり10年以内に、第1項若しくは第4項の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第18項若しくは第21項の規定による通知若しくは第51条第2項の規定による審決を受けたことがある者

二 第47条第1項第4号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり10年以内に、第1項若しくは第4項の規定による命令を受けたことがある者又は第18項若しくは第21項の規定による通知若しくは第51条第2項の規定による審決を受けたことがある者

第1項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の3」とあるのは「100分の4.5」と、「100分の2」とあるのは「100分の3」と、第5項中「100分の4」とあるのは「100分の6」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.5」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者

二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者

三 前2号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者

イ 他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ロ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること(専ら自己の取引について指定することを除く。)

第1項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第7項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第1項中「100分の10」とあるのは「100分の20」と、「100分の3」とあるのは「100分の6」と、「100分の2」とあるのは「100分の4」と、第5項中「100分の4」とあるのは「100分の8」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の2.4」と、「100分の1」とあるのは「100分の2」とする。

公正取引委員会は、第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日(第47条第1項第4号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号、次項及び第25項において同じ。)以後に行われた場合を除く。)であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

第1項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第1号及び第4号に該当するときは同項又は第5項から第9項までの規定により計算した課徴金の額に100分の50を乗じて得た額を、第2号及び第4号又は第3号及び第4号に該当するときは第1項又は第5項から第9項までの規定により計算した課徴金の額に100分の30を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち2番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

二 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち3番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

三 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち4番目又は5番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(第45条第1項に規定する報告又は同条第4項の措置その他により既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものと除く。)を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

四 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

第1項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第10項第1号又は前項第1号から第3号までの規定による報告及び資料の提出を行つた者の数が5に満たないときは、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者(第10項第1号又は前項第1号から第3号までの規定による報告及び資料の提出を行つた者の数と第1号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が5以下であり、かつ、同号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が3以下である場合に限る。)については、第1項又は第5項から第9項までの規定により計算した課徴金の額に100分の30を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(第47条第1項各号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものと除く。)を行つた者

二 前号の報告及び資料の提出を行つた日以後において当該違反行為をしていた者以外の者

第1項に規定する違反行為をした事業者のうち2以上の事業者(会社である場合に限る。)が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた場合には、第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当該報告及び資料の提出を行つた2以上の事業者について前3項の規定を適用する。この場合における第10項第1号、第11項第1号から第3号まで及び前項第1号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者の数の計算については、当該2以上の事業者をもつて1の事業者とする。

一 当該2以上の事業者が、当該報告及び資料の提出の時において相互に子会社等(事業者の子会社(会社がその総株主(総社員を含む。以下同じ。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその1若しくは2以上の子会社又は会社の1若しくは2以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。以下この項において同じ。)若しくは親会社(会社を子会社とする他の会社をいう。以下この号において同じ。)又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。次号及び第25項において同じ。)の関係にあること。

二 当該2以上の事業者のうち、当該2以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為

をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間（当該報告及び資料の提出を行つた日からさかのぼり5年以内の期間に限る。）において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。

三 当該2以上の事業者のうち、当該2以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をした者でないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。

イ その者が当該2以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

ロ その者が、当該2以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその1若しくは2以上の子会社又は会社の1若しくは2以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第1項又は第148条第1項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

～（略）

〔事業者団体の禁止行為〕

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～四（略）

五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせること。

〔排除措置〕

第8条の2 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

第7条第2項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

公正取引委員会は、事業者団体に対し、第1項又は前項において準用する第7条第2項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第8章第2節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。第26条第1項及び第59条第2項において同じ。）に対しても、第1項又は前項において準用する第7条第2項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

〔構成事業者に対する課徴金〕

第8条の3 第7条の2第1項、第3項、第5項、第6項（ただし書を除く。）、第10項から第18項まで（第13項第2号及び第3号を除く。）、第22項、第23項及び第27項の規定は、第8

条第1号(不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。)又は第2号(不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。)の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第7条の2第1項中「事業者が」とあるのは「事業者団体が」と、「当該事業者に対し」とあるのは「当該事業者団体の構成事業者(事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。以下この条において「特定事業者」という。)に対し」と、同条第5項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、同条第6項本文中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「をやめた者(当該違反行為)とあるのは「の実行としての事業活動をやめた者(当該違反行為の実行としての事業活動)と、同条第10項中「納付すべき事業者」とあるのは「納付すべき特定事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「をしていた」とあるのは「の実行としての事業活動をしていた」と、同条第11項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「又は第5項から第9項まで」とあるのは「、第5項又は第6項」と、「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「をしていた」とあるのは「の実行としての事業活動をしていた」と、同条第12項中「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「又は第5項から第9項まで」とあるのは「、第5項又は第6項」と、「をしていた」とあるのは「の実行としての事業活動をしていた」と、同条第13項各号列記以外の部分中「第1項に規定する違反行為をした事業者」とあるのは「次条第1号(不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。)又は第2号(不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。)の規定に違反する行為をした事業者団体の特定事業者」と、「2以上の事業者」とあるのは「2以上の特定事業者」と、「第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号のいずれかに該当する」とあるのは「第1号に該当する」と、「行つた事業者」とあるのは「行つた特定事業者」と、「1の事業者」とあるのは「1の特定事業者」と、同項第1号中「2以上の事業者」とあるのは「2以上の特定事業者」と、「事業者の」とあるのは「特定事業者の」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、同条第15項及び第16項中「事業者」とあるのは「特定事業者」と、同条第17項中「行つた事業者」とあるのは「行つた特定事業者」と、「当該事業者(当該事業者)とあるのは「当該特定事業者(当該特定事業者)と、「、当該事業者」とあるのは「、当該特定事業者」と、「及び当該事業者」とあるのは「及び当該特定事業者」と、「他の事業者」とあるのは「他の特定事業者」と、「1以上の事業者」とあるのは「1以上の特定事業者」と、「当該事業者がした」とあるのは「当該事業者団体がした」と、「対し(当該事業者)とあるのは「対し(当該特定事業者)と、「以外の事業者」とあるのは「以外の特定事業者」と、「第1項に規定する違反行為をする」とあるのは「当該違反行為の実行としての事業活動を行う」と、「をやめる」とあるのは「の実行としての事業活動をやめる」と、同条第18項中「事業者」とあるのは「特定事業者」と、「した違反行為」とあるのは「行つた同項第1号の規定による報告」と、同条第22項中「第1項又は第4項」とあるのは「第1項」と、「第1項、第4項から第9項まで」とあるのは「同項、第5項、第6項」と、「、第12項又は第19項」とあるのは「又は第12項」と、同条第23項中「第4項から第9項まで」とあるのは「第5項、第6項」と、「、第12項又は第19項」とあるのは「又は第12項」と、同条第27項中「実

行期間（第4項に規定する違反行為については、違反行為期間）とあるのは「実行期間」と読み替えるものとする。

〔不公正な取引方法の禁止〕

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔無過失損害賠償責任〕

第25条 第3条、第6条又は第19条の規定に違反する行為をした事業者（第6条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第8条第1項の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

〔私的独占又は不当な取引制限の罪〕

第89条 次の各号のいずれかに該当するものは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- 二 第8条第1号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの
前項の未遂罪は、罰する。

〔両罰規定〕

第95条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産について、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第89条 5億円以下の罰金刑
- 二 第90条第3号（第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令（第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。）
3億円以下の罰金刑
- 三 第90条第1号、第2号若しくは第3号（第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令（第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）、第91条、第91条の2又は第94条 各本条の罰金刑
法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産について、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。
 - 一 第89条 5億円以下の罰金刑
 - 二 第90条第3号（第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令（第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除

く。) 3億円以下の罰金刑

三 第90条第1号,第2号若しくは第3号(第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令(第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合に限る。)又は第94条 各本条の罰金刑

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条第1項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して3億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

第1項又は第2項の規定により第89条の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第2項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

第3項の規定により前条第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

[法人の違反行為を防止しない罪]

第95条の2 第89条第1項第1号,第90条第1号若しくは第3号又は第91条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人(第90条第1号又は第3号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

[事業者団体の違反行為の防止等をしない罪]

第95条の3 第89条第1項第2号又は第90条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者(事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。)に対しても、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

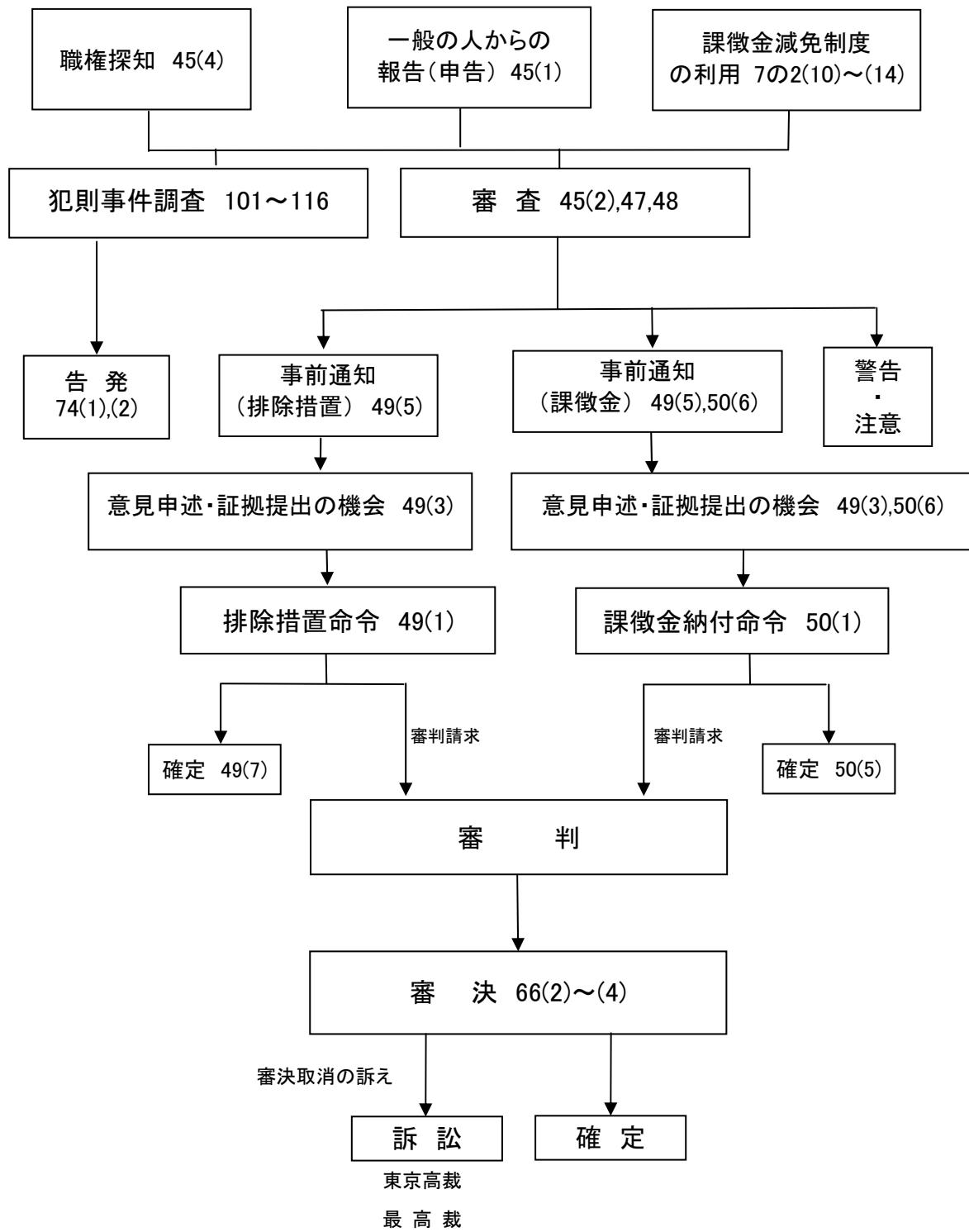
前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

[事業者団体解散の宣告]

第95条の4 裁判所は、十分な理由があると認めるときは、第89条第1項第2号又は第90条に規定する刑の言渡しと同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

参考資料1 - 3 独占禁止法違反事件処理手続図



参考資料1 - 4 官公需等入札談合事件(法的措置)一覧 (平成16年度以降)

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事業者数
1	(株)竹中土木ほか1社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する水道局東部工事事務所及び水道局北部工事事務所の管轄区域を施工場所とする配水設備修繕工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 (19.1.30)	11,260	2
2	奥村組土木興業(株)ほか1社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する水道局西部工事事務所及び水道局南部工事事務所の管轄区域を施工場所とする配水設備修繕工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 (16.5.18)	7,919	2
3	(株)ヤマゼンほか11社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する旭区、城東区及び鶴見区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 (16.5.18) (19.1.30)	859	4
4	(株)大王建設工業ほか4社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する都島区、中央区及び東成区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 (16.5.18)	1,100	5
5	奥村組土木興業(株)ほか1社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する此花区、西区、港区及び大正区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 (16.5.18)	2,607	1
6	中林道路(株)ほか5社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する浪速区、住之江区及び西成区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 (16.5.18)	247	1
7	東亜土木(株)ほか1社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する生野区、東住吉区及び平野区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 (16.5.18) (18.4.26)	1,190	3
8	(株)中東組ほか2社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する天王寺区、阿倍野区及び住吉区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 (16.5.18)	1,292	3
9	(株)吉田組ほか1社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する北区、福島区及び東淀川区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 (16.5.18)	1,191	2
10	奥山建設(株)ほか5社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する西淀川区及び淀川区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 (16.5.18)	662	3
11	(株)横山測量設計事務所ほか21社に対する件	山形県が、置賜総合支庁建設部において、指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注する測量業務、土木コンサルタント業務、補償コンサルタント業務及びその他の業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.5.13 (16.6.7)	5,135	13

番号	件名	内 容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事 業者数
12	東光電氣工 事株)ほか102 社に対する 件	岐阜県等が一般競争入札等の方法により発注す る電気工事のうち、落札金額が2億円以上になる と予想されるものについて、共同して、受注予定 者を決定し、受注予定者が受注できるようにして いた。	16.7.13 (16.8.4) (16.12.14)	41,852	19
13	栗原工業(株) ほか37社に に対する件	岐阜大学が一般競争入札等の方法により発注す る電気工事について、共同して、受注予定者を決 定し、受注予定者が受注できるようにしていった。	16.7.13 (16.8.4) (16.12.14)	6,308	8
14	(株)本間組ほ か54社に対 する件	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発 注する推進工法又はシールド工法を用いる下水管 きょ工事及び汚水管布設工事について、共同し て、受注予定者を決定し、受注予定者が受注でき るようにしていった。	16.7.28 (17.12.2) (17.12.22) (18.4.18) (18.5.15) (18.5.22) (18.6.9) (18.7.4) (18.7.31) (18.8.18) (18.11.7) (18.12.5) (18.12.14) (19.2.14) (19.3.26) (19.4.16) (19.5.29) (19.6.19) (19.9.7) (19.10.30) (20.1.8) (20.2.19) (20.4.16) (20.7.16) (20.9.16) (21.5.19)	95,103	28
15	(株)佐藤企業 ほか47社に に対する件	新潟市が公募型指名競争入札等の方法により発 注するAの等級に格付している者のみを指名して 発注する開削工法を用いる下水管きょ工事及び汚 水管布設工事について、共同して、受注予定者を 決定し、受注予定者が受注できるようにしてい た。	16.7.28 (16.9.17) (17.1.7) (17.6.14) (17.12.2) (17.12.22) (18.7.4) (18.7.31) (18.8.18) (18.11.7) (18.12.5) (18.12.14) (18.12.25) (19.2.14) (19.4.16) (19.8.8) (21.5.19)	17,136	29

番号	件名	内 容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事 業者数
16	(株)本間組ほか55社に対する件	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注するAの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.7.28 (16.9.17) (16.12.14) (17.1.7) (17.2.14) (17.6.14) (17.12.2) (17.12.22) (18.4.18) (18.5.15) (18.5.22) (18.6.9) (18.7.4) (18.7.31) (18.8.18) (18.11.7) (18.12.5) (18.12.14) (18.12.25) (19.2.14) (19.3.26) (19.4.16) (19.5.29) (19.6.19) (19.9.7) (19.10.30) (21.5.19)	51,397	24
17	(株)ピーエス三菱ほか19社に対する件	国土交通省関東地方整備局が、競争入札の方法により発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.10.15 *	未定	未定
18	オリエンタル建設(株)ほか16社に対する件	国土交通省近畿地方整備局が、競争入札の方法により発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.10.15 *	未定	未定
19	常磐興産ピーシー(株)ほか17社に対する件	福島県が、競争入札の方法により発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.10.15 *	未定	未定
20	ライト工業(株)ほか15社に対する件	愛媛県が指名競争入札の方法により土木部、地方局建設部及び土木事務所において発注するのり面保護工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.11.12 (19.4.16) (20.1.8) (20.1.23) (20.2.19) (20.4.16) (20.6.2) (21.6.30)	35,199	10
21	(株)ブリヂストンほか3社に対する件	防衛庁が競争入札に付する航空機用空気入りタイヤのうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うものについて、共同して、受注予定者等を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.12.24 (17.1.31)	8,376	3
22	(株)ブリヂストンほか9社に対する件	防衛庁が一般競争入札に付する航空機用以外の空気入りタイヤ・チューブのうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うものについて、共同して、受注予定者等を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.12.24 (17.1.31) (17.3.31)	9,302	4

番号	件名	内 容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事 業者数
23	名古屋電機 工業(株)ほか2 社に対する 件	日本道路公団が公募型指名競争入札等の方法に より発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できる ようにしていた。	17.4.7 (17.4.27)	131,576	3
24	アンリツ(株) ほか5社に対 する件	国土交通省関東地方整備局が競争入札の方法に より発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注でき るようにしていた。	17.4.7 (17.4.27)	30,820	7
25	名古屋電機 工業(株)ほか5 社に対する 件	国土交通省中部地方整備局が競争入札の方法に より発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注でき るようにしていた。	17.4.7 (17.4.27)	36,619	7
26	星和電機(株) ほか5社に対 する件	国土交通省近畿地方整備局が競争入札の方法に より発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注でき るようにしていた。	17.4.7 (17.4.27)	30,075	7
27	小糸工業(株) ほか4社に対 する件	国土交通省中国地方整備局が競争入札の方法に より発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注でき るようにしていた。	17.4.7 (17.4.27)	28,031	5
28	國土環境(株) ほか14名に 対する件	大阪府が土木部において指名競争入札の方法に より発注する水又は土壤の環境測定分析業務につ いて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定 者が受注できるようにしていた。	17.6.2 (17.6.23)	1,960	9
29	(株)平野組ほ か90社に対 する件	岩手県が競争入札の方法により、Aの等級に格 付している者のうち同県内に本店を置く者のみを 入札参加者として発注する建築一式工事につい て、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者 が受注できるようにしていた。	17.6.21 *	未定	未定
30	高田機工(株) ほか44社に 対する件	国土交通省の関東地方整備局、東北地方整備局 及び北陸地方整備局が競争入札の方法により発注 する鋼橋上部工事について、共同して、受注予定 者を決定し、受注予定者が受注できるようにして いた。	17.9.29 (17.11.18) (18.5.15) (18.7.14) (18.7.31) *	386,945	46
31	三菱重工業 (株)ほか44社 に対する件	日本道路公団が競争入札の方法により発注する 鋼橋上部工工事について、共同して、受注予定者 を決定し、受注予定者が受注できるようにしてい た。	17.9.29 (17.11.18) (18.5.15) (18.7.14) (18.7.31) *	863,403	44
32	渡辺建設(株) ほか28社に 対する件	宇都宮市がAの等級に格付した者のみを対象と して事後審査型制限付き一般競争入札、制限付き 一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注 する土木一式工事について、共同して、受注予定 者を決定し、受注予定者が受注できるようにして いた。	17.10.14 (17.11.18)	36,801	28
33	(株)増渕組ほ か18社に対 する件	宇都宮市がAの等級に格付した者のみを対象と して事後審査型制限付き一般競争入札又は制限付 き一般競争入札の方法により発注する建築一式工 事について、共同して、受注予定者を決定し、受 注予定者が受注できるようにしてい た。	17.10.14 (17.11.18)	24,485	19
34	(株)國場組ほ か99社に対 する件	沖縄県が特Aの等級に区分し、一般競争入札、 公募型指名競争入札、公示型指名競争入札又は指 名競争入札の方法により発注する土木一式工事で あって、沖縄県の等級格付を受けている者のみを 入札参加者とする特定土木工事について、共同して、 受注予定者を決定し、受注予定者が受注でき るようにしてい た。	18.3.29	195,517	99

番号	件名	内 容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事 業者数
35	(株)大蔵建設 ほか102社に 対する件	沖縄県が特Aの等級に区分し、一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する建築一式工事であって、沖縄県の等級格付を受けている者のみを入札参加者とする特定建築工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	18.3.29 (20.6.2)	110,467	72
36	(株)荏原製作 所ほか3社に 対する件	旧首都高速道路公団が一般競争入札の方法により発注する首都高速道路中央環状新宿線のトンネル換気設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、他の事業者と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	18.9.8 (-----)	100,970	4
37	アタカ大機 (株)ほか10社 に対する件	市町村等が発注するし尿処理施設建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.1.16	207,189	7
38	石川島播磨 重工業(株)ほ か9社に対す る件	国土交通省の各地方整備局が発注するダム用水門設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.3.8	51,227	9
39	(株)栗本鐵工 所ほか14社に 対する件	国土交通省の各地方整備局が発注する河川用水門設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.3.8	41,359	12
40	石川島播磨 重工業(株)ほ か8社に対す る件	独立行政法人水資源機構が発注するダム用水門設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.3.8	28,672	6
41	(株)栗本鐵工 所ほか7社に 対する件	農林水産省の各地方農政局が発注する予定価格が9000万円を超えるダム、河川、水路及び海岸に用いる水門設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.3.8	45,875	8
42	東京ガス工 ネルギー(株) ほか3社に對 する件	ガス事業者、石油製品小売業者等が指名競争入札に付する関東甲信越地区を施工場所とする天然ガスエコ・ステーション建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.5.11	11,737	4
43	(株)千代田機 械製作所ほ か3社に對す る件	大阪瓦斯、石油製品小売業者等が指名競争入札に付する大阪瓦斯の天然ガスの配管区域を施工場所とする天然ガスエコ・ステーション建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.5.11	2,566	3
44	五洋建設(株) ほか55社に 対する件	防衛施設庁発注の特定土木・建築工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.6.20	305,074	51
45	清水建設(株) ほか32社に 対する件	名古屋市が一般競争入札の方法により発注する高速度鉄道第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	19.11.12	192,030	14
46	住友金属パ イプエンジ (株)ほか1社に 対する件	東京瓦斯(株)が指名競争入札の方法により発注する高圧ガス導管工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.12.3 (-----)	40,887	2
47	J F E エン ジニアリン グ(株)ほか3社 に対する件	大阪瓦斯(株)が見積入札等の方法により発注する鋼管製中圧ガス導管工事並びに鋼管製中圧ガス導管の保守、点検、改修及びこれらに関連する作業について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.12.3 (-----)	33,001	4

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事業者数
48	(財)林業土木コンサルタントほか18社に対する件	独立行政法人緑資源機構が指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道と称する林道の開設、改良等の事業に係る地質調査業務又は調査測量設計業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19.12.25	9,612	13
49	(株)竹山ほか2社に対する件	国立大学法人北海道大学が一般競争入札の方法により発注する北海道大学病院において使用する医療機器(単価契約を締結し発注するものを除く。)について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.2.14	0	0
50	(株)ブリヂストンほか4社に対する件	マリンホースの需要者が、複数の者に対して見積価格の提示を求めた上で発注するマリンホースについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.2.20	238	1
51	東芝メディカルシステムズ(株)ほか1社に対する件	横浜市が指名競争入札の方法により発注する福祉保健センターにおいて使用する特定の医療用エックス線装置について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.3.31	294	2
52	東芝メディカルシステムズ(株)ほか1社に対する件	横浜市が一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する横浜市民病院において使用する特定の医療用エックス線装置及び公立大学法人横浜市立大学が指名競争入札の方法により発注する横浜市立大学附属病院又は横浜市立大学附属市民総合医療センターにおいて使用する特定の医療用エックス線装置について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.3.31	591	1
53	東芝メディカルシステムズ(株)ほか1社に対する件	(財)結核予防会が指名競争入札の方法により発注する特定の医療用エックス線装置に係る検診車について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.3.31	0	0
54	東芝メディカルシステムズ(株)ほか1社に対する件	大阪市が公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する保健所又は保健福祉センターにおいて使用する特定の医療用エックス線装置について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.3.31	393	2
55	(株)島津製作所ほか1社に対する件	大阪市が一般競争入札又は公募型指名競争入札の方法により発注する病院若しくは診療所において使用する又は(財)大阪市環境保健協会に使用させる特定の医療用エックス線装置について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.3.31	382	1
56	三菱電機(株)ほか7社に対する件	札幌市発注の特定電気設備工事について、当該工事の入札前に、札幌市の職員から落札予定者として意向を示された者を受注予定者とし、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.10.29	42,530	8
57	東亜ディーケーケー(株)ほか2社に対する件	国の機関及び地方公共団体が競争入札又は見積もり合わせの方法により発注する特定大気常時監視自動計測器について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.11.12	12,777	3

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事業者数
58	日本道路興運株ほか3社に対する件	国土交通省が東北地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	24,833	3
59	日本道路興運株ほか5社に対する件	国土交通省が関東地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	44,351	6
60	日本道路興運株ほか2社に対する件	国土交通省が北陸地方整備局の河川国道事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	18,339	3
61	日本道路興運株ほか3社に対する件	国土交通省が中部地方整備局の河川国道事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	34,799	4
62	日本道路興運株ほか4社に対する件	国土交通省が近畿地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	35,968	5
63	日本道路興運株ほか1社に対する件	国土交通省が中国地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	13,780	2
64	日本道路興運株ほか1社に対する件	国土交通省が四国地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	14,559	2
65	日本道路興運株ほか3社に対する件	国土交通省が九州地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	28,001	3
66	北協連絡車管理株ほか3社に対する件	国土交通省が北海道開発局の各開発建設部の事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	45,669	4
合 計				3,562,537	697

- 注)1 「勧告等」とは、勧告、排除措置命令及び勧告又は排除措置命令を経ない課徴金納付命令である。
- 2 表中()内の年月日は、勧告審決、同意審決又は審判審決が出された年月日である。
- 3 合計欄の課徴金額及び課徴金対象事業者数は、課徴金の納付を命ずる審決によるものを含み、審判手続が開始され、失効した課徴金納付命令によるものを除く。
- 4 現在審判係属中の事件（課徴金納付命令に係る審判は除く）には、「*」を付した。
- 5 表中「(-----)」の記載のある事件は、勧告又は排除措置命令を経ない課徴金納付命令である。
- 6 番号14の株本間組ほか54社に対する件について、平成20年2月19日及び同年4月16日に審決が出された事業者に対する課徴金納付命令については、現在算定中であるため計上していない。
- 7 番号20のライト工業株ほか15社に対する件について、平成20年1月8日、同年1月23日、同年2月19日及び同年4月16日に審決が出された事業者に対する課徴金納付命令については、現在算定中であるため計上していない。

(平成21年6月末日現在)

参考資料 1 - 5 最近の主な入札談合事件

1 国土交通省が発注する車両管理業務の入札参加業者らに対する件^(注1)

【平成21年6月23日排除措置命令・課徴金納付命令・改善措置要求】

(注1) 本件では、北海道開発局の職員の行為について入札談合等関与行為が認められたことから、入札談合等関与行為防止法による改善措置要求が出されている。その詳細については、P54参照のこと。

公正取引委員会は、国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務^(注2)の入札参加業者らに対し、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令をそれぞれ行った。

また、前記違反行為のうち北海道開発局において発注する車両管理業務に係るものに関し、国土交通省の職員による入札談合等関与行為が認められたため、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、前記違反行為のうち北海道開発局並びに東北、関東、北陸、中部及び九州の各地方整備局において発注する車両管理業務に係るものに関し、入札参加業者が役員又は従業員として受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が関与していた事実が認められたため、国土交通省に対し、必要な措置を探るよう要請を行った。

(注2) 契約で定めた一定期間、顧客が保有する車両の運転、点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）をいう。

(1) 行為の概要

ア 本件では、北海道開発局及び各地方整備局ごとに、次の各違反行為が認められた。

(ア) 北海道開発局において発注する車両管理業務

北協連絡車管理^(注3)、日本道路興運、大新東及び日本総合サービスの4社は、北海道開発局発注の特定車両管理業務^(注4)について、遅くとも平成14年3月19日以降^(注5)共同して、受注価格の低落防止等を図るため、北協連絡車管理の専務^(注6)が落札予定者として選定した者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、北海道開発局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(イ) 各地方整備局において発注する車両管理業務

下表の「違反事業者名」欄記載の事業者は、「地方整備局名」欄記載の地方整備局発注の特定車両管理業務^(注7)について、それぞれ、遅くとも平成17年1月1日以降^(注8)共同して、受注価格の低落防止等を図るため、既存業者^(注9)を受注予定者とするなどして受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの地方整備局発注の車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

地方整備局名	違反事業者名
東北地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東 セノン
関東地方整備局	日本道路興運 ムサシ興発 大新東 日本総合サービス 安全エンタープライズ ニシノ建設管理 関東ロードメンテナンス
北陸地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東
中部地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス セノン 大新東
近畿地方整備局	日本道路興運 大新東 日経サービス 日本総合サービス アクアテルス
中国地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス
四国地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス
九州地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東 セノン

イ 北協連絡車管理は前記ア(ア)の北海道開発局発注の特定車両管理業務の大部分を受注し、日本道路興運及び日本総合サービスの2社は前記ア(イ)の各地方整備局発注の特定車両管理業務について、地方整備局ごとに、その過半ないし全部を受注していたところ、本件においては、これら3社が自社の役員又は従業員として受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が、それぞれ、他の入札参加業者との間で前記ア(ア)の違反行為並びに前記ア(イ)の表のからまで及びの各地方整備局発注の特定車両管理業務に係る違反行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行っていた事実が認められた。

(注3) 事業者名は以下すべて「株式会社」を省略して表記している。

(注4) 国土交通省が北海道開発局の各開発建設部の事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務をいう。

(注5) 大新東にあっては平成15年3月11日以降の行為である。

(注6) 旧北海道開発庁北海道開発局の退職者であって、平成17年5月27日までは北協連絡車管理の常務取締役、同日から平成19年6月5日までは専務取締役、同年7月1日から平成20年6月30日までは顧問の職にあった者をいう。

(注7) 地方整備局発注の特定車両管理業務とは、国土交通省が各地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務をいう。

(注8) 東北地方整備局発注の特定車両管理業務について、大新東にあっては遅くとも平成18年3月24日以降、セノンにあっては遅くとも平成20年3月25日以降、関東地方整備局発注の特定車両管理業務について、関東ロードメンテナンスにあっては平成20年4月30日までの間、九州地方整備局発注の特定車両管理業務について、大新東にあっては遅くとも平成19年3月30日以降、セノンにあっては遅くとも平成20年3月26日以降の行為である。

(注9) 事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。

(2) 排除措置の概要

前記(1)アの北海道開発局及び各地方整備局における違反行為ごとに、以下のとおり排除措置命令を行った。

ア 排除措置命令の対象事業者（以下「名あて人」という。）は、それぞれ、前記(1)アの行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記(1)アの行為と同様の行為を行はず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、取締役会等において決議しなければならない。

イ 名あて人は、それぞれ、前記アに基づいて採った措置を、自社を除く名あて人及び北海道開発局又は各地方整備局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ウ 名あて人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(1)アの行為と同様の行為を行ってはならない。

(3) 国土交通省に対する要請について

ア 要請の対象となった行為の概要

前記(1)アの違反行為並びに前記(1)イの表のからまで及びの各地方整備局発注の特定車両管理業務に係る違反行為に關し、名あて人のうち北協連絡車管理、日本道路興運及び日本総合サービスの3社が受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が、それぞれ、他の入札参加業者との間で当該各違反行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行うなど、当該各違反行為に關与していた事実が認められた。

イ 要請の概要

公正取引委員会は、国土交通省に対し、国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務について、今後、国土交通省の職員が退職後に前記アの行為と同様の行為をすることがないようにするために必要な措置を採ることを要請した。

2 大気常時監視自動計測器の製造販売業者に対する件

【平成20年11月12日排除措置命令・課徴金納付命令】

公正取引委員会は、特定大気常時監視自動計測器（注1）の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、同入札参加業者3社に対し、同法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令をそれぞれ行った。

（1）行為の概要

東亜ディーケーケー株式会社ほか3社（以下「4社」という。）は、遅くとも平成16年6月10日以降、国の機関及び地方公共団体が競争入札又は見積り合わせの方法により発注する特定大気常時監視自動計測器（注2）について、受注価格の低落防止を図るため

ア 調整役に直接又は間接に受注の希望の有無を表明し

（ア）受注希望者が1社のときは、その者を受注予定者とする

（イ）受注希望者が複数のときは、当該官公庁発注の特定大気常時監視自動計測器を設置する測定局への4社の過去の納入実績等を勘案し、調整役を介して受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

イ 受注すべき価格は、受注予定者若しくは調整役が単独で又は両者が協議して定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注すべき価格で受注できるように協力する旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、官公庁発注の特定大気常時監視自動計測器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注1）大気中の物質を連続的に測定するための自動計測器のうち、特定の種類のものをいう。

（注2）4社は、官公庁発注の特定大気常時監視自動計測器の競争入札又は見積り合わせに、自ら又は販売業者を介して参加しており、販売業者を介して参加する場合は、当該販売業者に対して入札価格又は見積り価格を指示するなどしていた。

（2）排除措置の概要

ア 3社は（注3）、それぞれ、前記（1）の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、官公庁発注の特定大気常時監視自動計測器について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、取締役会において決議しなければならない。

イ 3社は、それぞれ、前記アに基づいて採った措置を、自社を除く2社に通知するとともに、特定大気常時監視自動計測器を発注する国の機関及び地方公共団体並びに販売業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ウ 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、官公庁発注の特定大気常時監視自動計測器について、受注予定者を決定してはならない。

（注3）4社のうち1社は、平成17年12月28日に、大気常時監視自動計測器の販売を中止した旨公表し、以後、大気常時監視自動計測器の製造販売業を営んでおらず、本件違反行為も取りやめている。

3 横浜市、公立大学法人横浜市立大学及び財団法人結核予防会が発注する医療用エックス線装置の入札参加業者に対する件【平成20年3月31日排除措置命令・課徴金納付命令】

公正取引委員会は、横浜市発注の特定エックス線装置（注1）、横浜市等発注の特定エックス線装置（注2）及び財団法人結核予防会（以下「結核予防会」という。）発注の特定検診車（注3）の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、同入札参加業者のうち2社に対し、同法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を、それぞれ、行った。

- (注1) 横浜市が指名競争入札の方法により発注する福祉保健センターにおいて使用する特定の医療用エックス線装置をいう。
- (注2) 横浜市が一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する横浜市民病院において使用する特定の医療用エックス線装置及び公立大学法人横浜市立大学が指名競争入札の方法により発注する横浜市立大学附属病院又は横浜市立大学附属市民総合医療センターにおいて使用する特定の医療用エックス線装置をいう。
- (注3) 結核予防会が指名競争入札の方法により発注する特定の医療用エックス線装置に係る検診車をいう。

(1) 行為の概要

ア 横浜市発注の特定エックス線装置

東芝メディカルシステムズ株式会社、株式会社島津製作所及び株式会社日立メディコの3社（以下「3社」という。）は、遅くとも平成16年4月1日以降、横浜市発注の特定エックス線装置について、3社の過去の受注実績等を勘案して、話し合いにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、横浜市発注の特定エックス線装置の取引分野における競争を実質的に制限していた。

イ 横浜市等発注の特定エックス線装置

3社は、遅くとも平成18年1月1日以降（株式会社島津製作所にあっては、遅くとも同年9月5日以降）、横浜市等発注の特定エックス線装置について、受注希望の有無、横浜市等の職員が示した当該装置に係る評価、過去の受注実績等を勘案して、3社のうち入札に参加する者の間での話し合いにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、横浜市等発注の特定エックス線装置の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 結核予防会発注の特定検診車

3社は、遅くとも平成16年4月1日以降、結核予防会発注の特定検診車について、結核予防会から配布された一覧表に記載された落札予定者を受注予定者とし、当該一覧表に結核予防会の購入予定価格が記載されている場合には、当該価格を受注すべき価格とするなどして、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、結核予防会発注の特定検診車の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 排除措置の概要

ア 東芝メディカルシステムズ株式会社及び株式会社島津製作所の2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、前記(1)の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記(1)の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自動的に受注活動を行う旨を、取締役会等の業務執行の決定機関において決議しなければならない。

イ 2社は、それぞれ、前記アに基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、発注者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ウ 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(1)と同様の行為を行ってはならない。

エ 2社は、今後、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 官公需等の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定

(イ) 官公需等の受注に関する独占禁止法の遵守についての、医療用エックス線装置の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

4 国立大学法人北海道大学が発注する北海道大学病院において使用する医療機器の入札参加業者に対する件【平成20年2月14日排除措置命令】

公正取引委員会は、北海道大学発注の特定医療機器（注1）の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、同入札参加業者3社に対し、同法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を行った。

（注1）国立大学法人北海道大学（以下「北海道大学」という。）が一般競争入札の方法により発注する北海道大学病

院において使用する医療機器(薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第4項に規定する医療機器をいう。)であつて、単価契約を締結し発注するものを除く。

(1) 行為の概要

3社は、遅くとも平成16年4月1日以降、北海道大学発注の特定医療機器について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、一機種指定発注^(注2)に係る機種を提案する営業活動を行った者が1社のみの場合は、その者を当該医療機器の受注予定者とし、同営業活動を行った者が複数いる場合は、それらの者の間の話し合いにより当該医療機器の受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、北海道大学発注の特定医療機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注2) 特定のメーカーの特定の機種の医療機器を指定する旨の条件を付して発注することをいう。

(2) 排除措置の概要

ア 3社は、それぞれ、前記(1)の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記(1)の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、取締役会において決議しなければならない。

イ 3社は、それぞれ、前記アに基づいて採った措置を、自社を除く2社及び北海道大学に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ウ 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、北海道大学が一般競争入札の方法により発注する北海道大学病院において使用する医療機器について、受注予定者を決定してはならない。

エ 3社は、前記イ及びウに基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

5 名古屋市が発注する地下鉄工事の入札参加業者らに対する件

【平成19年11月12日排除措置命令・課徴金納付命令】

公正取引委員会は、名古屋市発注の地下鉄6号線延伸工事の入札^(注1)について、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、同入札参加業者のうち33社に対し同法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同入札参加業者のうち14社に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行った。

(注1) 名古屋市が一般競争入札の方法により発注する高速度鉄道第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木一式工事をいう。

(1) 行為の概要

33社は、平成17年12月上旬ころから同月中旬ころまでの間に、名古屋市発注の地下鉄6号線延伸工事について、株式会社大林組の顧問等^(注2)からの落札予定者等に係る連絡又は同顧問との話し合い^(注3)を通じて、落札予定者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、名古屋市発注の地下鉄6号線延伸工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注2) 株式会社大林組名古屋支店の顧問であった者及び同支店の営業担当者をいう。

(注3) 名古屋市発注の地下鉄6号線延伸工事に係る受注希望を表明するなどのことをいう。

(2) 排除措置の概要

ア 33社は、それぞれ、前記(1)の合意が消滅している旨を確認すること及び今後、前記(1)の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、取締役会において決議しなければならない。

- イ 33社は、それぞれ、前記アに基づいて採った措置を、自社を除く32社及び名古屋市に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- ウ 33社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、名古屋市が発注する高速度鉄道事業に係る土木一式工事について、受注予定者を決定してはならない。
- エ 株式会社森本組、株式会社竹中土木及び名工建設株式会社は、今後、それぞれ、次の(ア)から(I)までの事項を行うために必要な措置を、33社のうち、株式会社森本組、株式会社竹中土木及び名工建設株式会社を除く30社は、今後、それぞれ、次の(I)の事項を行うために必要な措置を、講じなければならない。
- (ア) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は見直し
- (イ) 名古屋市が発注する土木一式工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての、当該工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査
- (ウ) 独占禁止法違反行為に關与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の整備又は見直し
- (I) 独占禁止法違反行為に係る通報者、社内調査の対象者等に対する免責等実効性のある社内通報制度及び社内調査制度の設置又は見直し

6 関東甲信越地区における天然ガスエコ・ステーション建設工事の入札参加業者に対する件【平成19年5月11日排除措置命令・課徴金納付命令】

公正取引委員会は、関東甲信越地区における天然ガスエコ・ステーション建設工事の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、同入札参加業者4社に対し、同法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を、それぞれ、行った。

(1) 行為の概要

4社は、遅くとも平成14年4月1日以降に発注されたガス事業者、石油製品小売業者等が指名競争入札に付する関東甲信越地区を施工場所とする天然ガスエコ・ステーション建設工事（以下「特定天然ガスエコ・ステーション建設工事」という。）について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 排除措置の概要

4社は、それぞれ、

- ア 前記(1)の行為を取りやめている旨を確認することを、それぞれ、取締役会において決議しなければならない。
- イ 前記アに基づいて採った措置及び今後、前記(1)の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、自社を除く3社及び特定天然ガスエコ・ステーション建設工事の発注者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- ウ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定天然ガスエコ・ステーション建設工事について、受注予定者を決定してはならない。
- エ 今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
- ・ 入札その他競争により相手方を選定する方法により発注される工事に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定
 - ・ 特定天然ガスエコ・ステーション建設工事の営業担当者に対する入札その他競争により相手方を選定する方法により発注される工事に関する独占禁止法の遵守についての定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

参考資料1 - 6 独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針（平成17年10月7日）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第89条から第91条までの罪に係る事件（以下「犯則事件」という。）の調査についての規定（独占禁止法第12章）を設ける等の改正が行われ、平成18年1月4日から施行されるところ、改正後の独占禁止法の適正な運用を図るため、公正取引委員会は、同日以降、次の方針に即して、犯則事件の調査及び告発を行っていくこととする。

1 告発に関する方針

(1) 公正取引委員会は、

ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案

イ 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

(2) ただし、

ア 調査開始日前に最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の2第7項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告又は資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと及び他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、又は他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと（同条第12項各号）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。）

イ 当該事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるもの

については、告発を行わない。

2 犯則事件の調査

公正取引委員会は、前記1(1)ア又はイに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件について、犯則事件の調査を行う職員として指定した職員をして調査に当たらせることとし、当該調査の結果、前記1(1)ア又はイに該当する犯則の心証を得た場合に、告発する。

3 告発問題協議会

告発に当たっては、その円滑・適正を期するため、検察当局との間で、検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事、公正取引委員会側が犯則審査部長以下の担当官で構成される「告発問題協議会」を開催し、当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行う。

参考資料1 - 7 入札談合に関して告発を行った事例（平成2年度以降）

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
トッパン・ムーア株ほか3名	5.2.24	5.3.31	東京高裁 5.12.14	被告会社に400万円の罰金	トッパン・ムーア株ほか3社は、社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールの受注予定者及び受注予定価格を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	
株日立製作所ほか26名(9社及び受注業務に従事していた17名並びに発注業務に従事していた者1名)	7.3.6 (7.6.7追加告発)	7.6.15	東京高裁 8.5.31	被告会社に4000万円から6000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役10月(執行猶予2年)日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役8月(執行猶予2年)	株日立製作所ほか8社は、平成5年度における日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法 第62条第1項	
株金門製作所ほか58名(25社及び受注業務に従事していた者34名)	9.2.4	9.3.31	東京高裁 9.12.24	被告会社に500万円から900万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から9月(執行猶予2年)	株金門製作所ほか24社は、平成6年度、平成7年度及び平成8年度の各年度における東京都発注に係る水道メーターについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	富士水道工業 (株)は10.1.6、 (株)東京量水器 工業所及び同社管理部長兼工場長は10.1.7それぞれ上告したが、いずれも、12.9.25上告棄却
コスモ石油株ほか19名(11社及び受注業務に従事していた者9名)	11.10.13 (11.11.9追加告発)	11.11.9	東京高裁 16.3.24	被告会社に300万円から8000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から1年6月(執行猶予2年から3年)	コスモ石油株ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意し、さらにこの合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法 第60条	3社及び4名については、 それぞれ16.3.31、16.4.2、 16.4.5に上告したが17.11.21 上告棄却決定 (17.11.26、 17.11.29、 17.12.20確定)

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
愛知時計電機株(ほか8名(4社, 受注業務に従事していた者5名)	15.7.2	15.7.23	東京高裁 16.3.26 16.4.30 16.5.21	被告会社に2000万円から3000万円の罰金, 被告会社の受注業務に従事していた者に懲役1年から1年2月(執行猶予3年)	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は, 同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに, それぞれの所属する会社の業務に關し, 東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち, 口径13ミリ, 同20ミリ及び同25ミリのものについて, 受注予定者を決定するとともに, 受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上, さらにこの合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項 (平成14年法律第47号による改正前)	
株)横河ブリッジ(ほか33名(26社, 受注業務に従事していたもの8名)	17.5.23 (17.6.15追加告発)	17.6.15	東京高裁 18.11.10 19.9.21 19.12.7 (一部)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金, 被告会社の受注業務に従事していた者に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年), 日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年)	26社は, 平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者23社とともに, 平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者21社とともに, 国土交通省関東地方整備局, 東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について, 受注予定者を決定するとともに, 受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上, さらにこの合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法 第60条	
株)横河ブリッジ(ほか12名(6社, 受注業務に従事していた者4名, 日本道路公団元理事1名, 同副総裁1名及び同理事1名)	17.6.29 (17.8.1, 17.8.15追加告発)	17.8.1 (6社, 受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) 17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) 17.8.19 (日本道路公団理事1名)			6社は, 平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者43社とともに, 平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに, 日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について, 受注予定者を決定するとともに, 受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上, さらにこの合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法 第60条, 第62条第1項	日本道路公団理事(当時)1名は, 独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 ※日本道路公団理事(当時は, 東京高裁判決を不服として, 平成19年12月17日に最高裁に上告。)

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
株クボタほか21名(11社、受注業務に従事していた者11名)	18.5.23 (18.6.12追加告発)	18.6.12	大阪地裁 19.3.12 19.3.15 19.3.19 19.3.22 19.3.29 19.4.23 19.5.17	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に罰金140万円から170万円又は懲役1年4月から2年6月(執行猶予3年から4年)	11社は、平成16年12月上旬ころ、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、以後、平成17年7月中旬ころまでの間、同合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法 第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名は、独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
株大林組ほか9名(5社、受注業務に従事していた者5名)	19.2.28 (19.3.20追加告発)	19.3.20	名古屋地裁 19.10.15	被告会社に1億円から2億円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役1年6月から3年(執行猶予3年から5年)	5社は、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法 第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名は、独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。
財)林業土木コンサルタントほか10名(4法人、受注業務に従事していた者5名、緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名)	19.5.24 (19.6.13追加告発)	19.6.13	東京地裁 19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)、緑資源機構の元役職員であった者に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定業者を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法 60条	

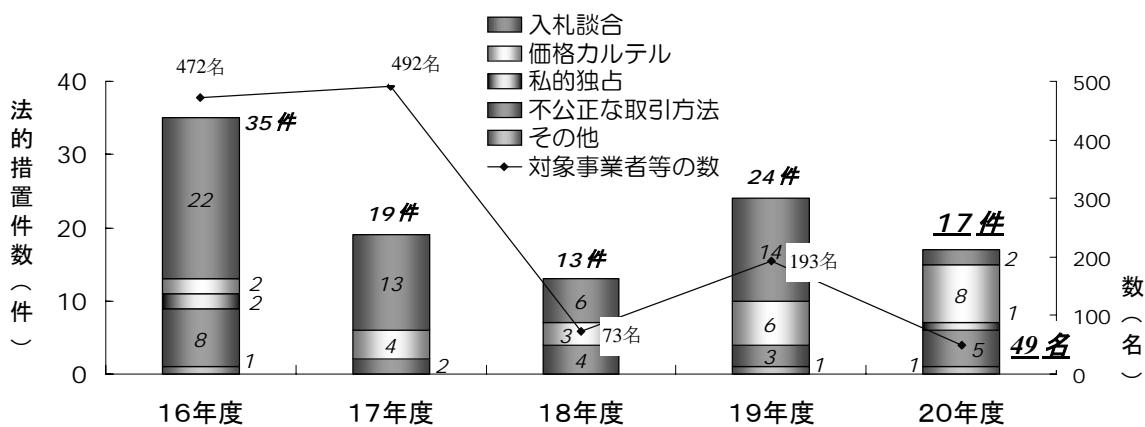
参考資料 1 - 8 平成 20 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について（概要）

平成 21 年 6 月 3 日
公正取引委員会

迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合、中小事業者等に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価、経済発展の核となる IT・公益事業分野及び知的財産分野における新規参入阻害行為など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処。

1 平成 20 年度における審査事件の概況

【法的措置】延べ 49 名の事業者に対して、17 件の法的措置

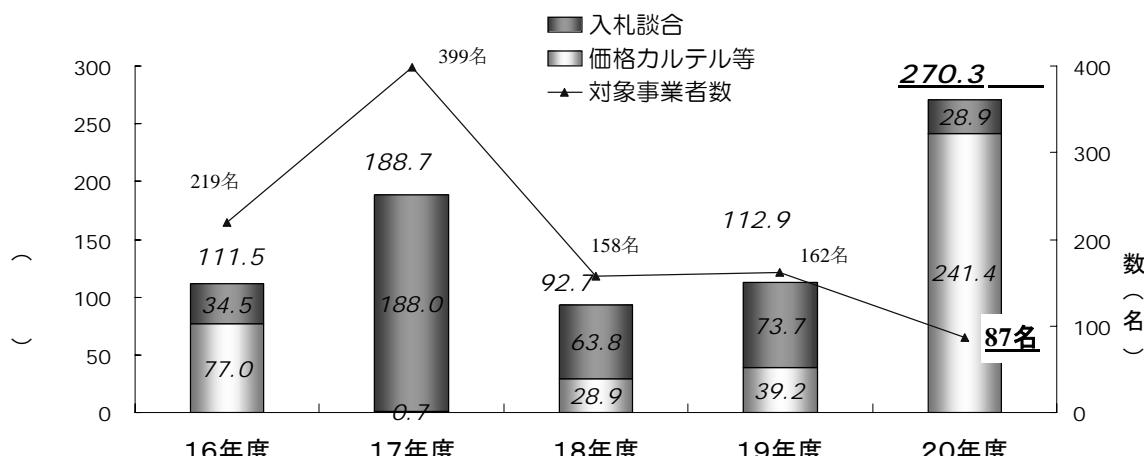


社会的ニーズに的確に対応した実効性ある多様な事件処理：

私的独占 1 件、入札談合 2 件、価格カルテル 8 件、その他のカルテル 1 件、
不公正な取引方法 5 件

迅速な法運用：法的措置を採った全事件の平均審査期間は約 11 か月

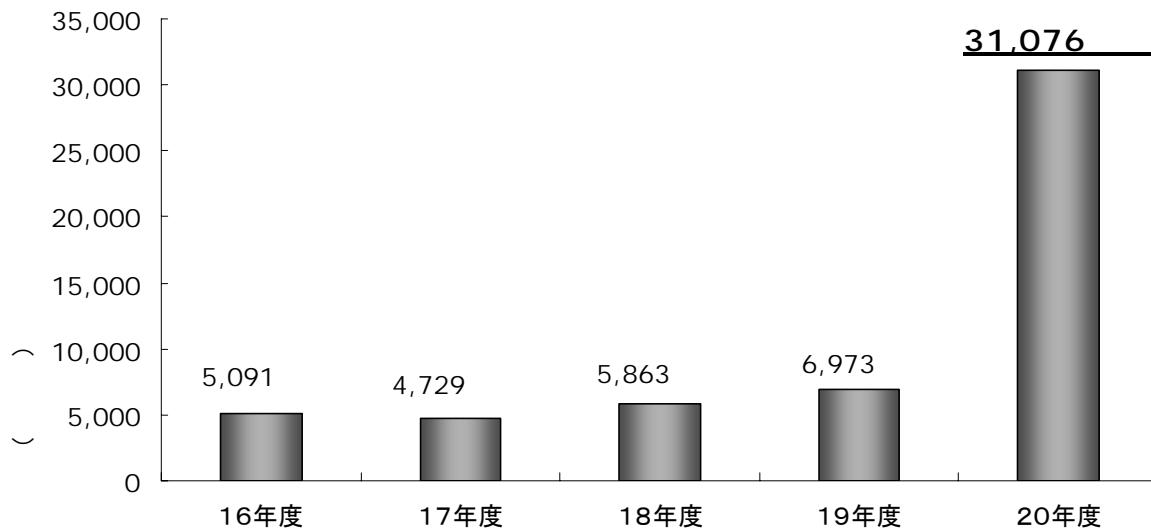
【課徴金】延べ 87 名の事業者に対して、270 億 3642 万円の納付命令（過去最高額）



（注）旧法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係るものと、旧法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係るものと除く。

第 1 ないし第 3 に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 03-3581-3381（直通）
第 4 及び第 5 に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

一社当たりの課徴金額：3億1076万円（過去最高額）



【刑事告発】

溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る価格カルテル事件（3社6名）

【入札談合等関与行為防止法の運用】

札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札談合事件において、札幌市の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたことから、札幌市長に対し、改善措置を要求。

2 主な事件

(1) 入札談合・価格カルテル等への厳正な対処

ア 入札談合事件

札幌市発注の下水処理施設に係る電気設備工事の入札談合事件（平成20年10月29日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

国の機関及び地方公共団体発注の大気常時監視自動計測器に係る入札談合事件（平成20年11月12日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

イ 価格カルテル事件

塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者による価格カルテル事件（平成21年2月18日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

国際航空貨物利用運送事業者による価格カルテル事件（平成21年3月18日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

架橋高発泡ポリエチレンシートの製造販売業者による価格カルテル事件（平成21年3月30日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ウ その他のカルテル事件

地方公共団体が売却する溶融メタル等の入札等参加業者による購入カルテル事件（平成20年10月17日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

(2) 競争者排除行為への厳正な対処

音楽著作権に係る著作権等管理事業者による私的独占事件（平成21年2月27日 排除措置命令）

- (3) 中小事業者等に不当な不利益をもたらす違反行為への対応
 　　大型家電量販店による納入業者に対する優越的地位の濫用事件（平成20年6月30日 排除措置命令）
 　　公共建設工事に係る低価格入札事件（平成20年7月4日 警告）
- (4) 流通分野における不公正な取引方法への対応
 　　毛糸の再販売価格の拘束事件（平成20年6月23日 排除措置命令）

3 改正法の運用状況

- (1) 課徴金
 　ア 課徴金算定率の引上げ等
 　　改正法による引上げ後の算定率の適用：7事件（27事業者）
 　　違反を繰り返した事業者に対する割増算定率の適用：1事件（2事業者）
 　　早期離脱等による軽減算定率の適用：1事件（1事業者）
 　イ 課徴金減免制度
 　　課徴金減免申請件数：85件（平成18年1月以降の累計264件）
 　　課徴金減免制度の適用に係る事業者名等の公表：8事件・延べ21事業者

- (2) 犯則調査

犯則調査を実施した結果、溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る価格カルテル事件について、検事総長に告発。

- (3) 排除措置命令又は課徴金納付命令に係る事前手続

排除措置命令又は課徴金納付命令に先立ち事前説明^(注)を実施：延べ38事業者

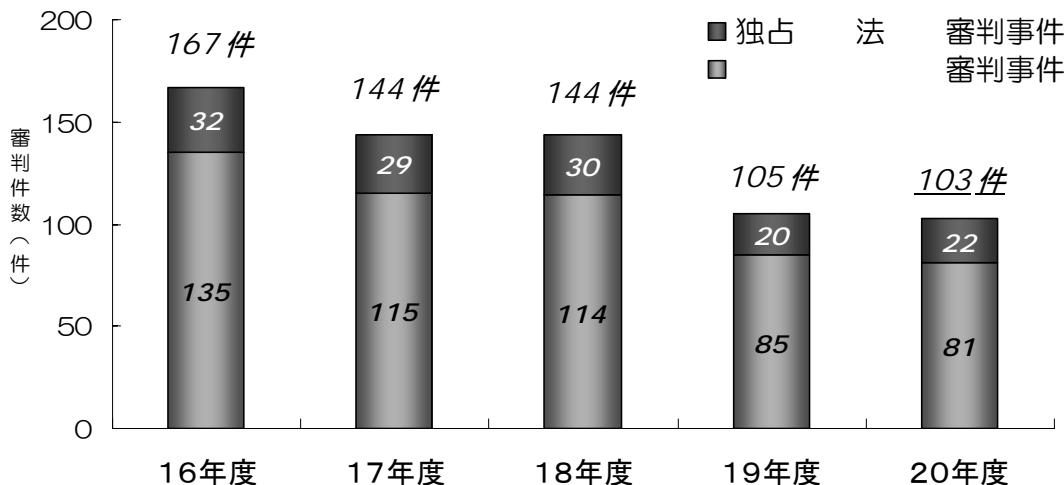
^(注)公正取引委員会の認定した事実又は課徴金の計算の基礎若しくはその課徴金に係る違反行為を基礎付けるために必要な証拠について説明。

4 審判の概況

平成20年度における審判手続の開始：11件

平成20年度における審決件数：58件

平成20年度中の審判係属事件：103件（うち81件は課徴金納付命令に係るもの）



（注）平成21年3月末現在における審判係属事件は50件

参考資料1 - 9 入札談合による損害賠償額の算定について

1 入札談合により生じた損害額（談合による契約価格の上昇分）については、民事訴訟法第248条に基づき、裁判所の職権により、相当な損害額を認定することが可能。

（損害額の認定）

第248条 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

2 入札談合事件については、裁判所は、民事訴訟法第248条に基づき、相当な損害額を認定しており、判例の蓄積が進んでいる。

（参考）民事訴訟法第248条の適用により損害額が認定された判決例

番号	事件名	損害額
1	奈良県デジタル計装事件【確定】 平成11年10月20日（奈良地裁判決）	契約額の5% (計45,710,000円)
	平成13年3月8日（大阪高裁判決）	契約額の5% (計40,400,000円)
2	日本下水道事業団事件（鳥取県委託）【確定】 平成12年3月28日（鳥取地裁判決）	契約額の10% (計15,089,500円)
	平成13年10月12日（広島高裁松江支部判決）	契約額の5% (計8,344,750円)
3	日本下水道事業団事件（四日市市委託）【確定】 平成13年3月29日（津地裁判決）	契約額の7% (計15,357,300円)
4	日本下水道事業団事件（三重県委託）【確定】 平成13年3月29日（津地裁判決）	契約額の7% (計54,433,950円)
5	四日市市鉄管事件【確定】 平成13年7月5日（津地裁判決）	契約額の10% (計13,078,948円)
6	愛知県デジタル計装事件【確定】 平成13年9月7日（名古屋地裁判決）	契約額の5% (計48,513,000円)
7	日本下水道事業団事件（名古屋市委託）【確定】 平成13年9月7日（名古屋地裁判決）	契約額の5%（既設物件） 契約額の8%（既設物件以外） (計56,928,100円)
8	日本下水道事業団事件（島根県委託）【確定】 平成13年9月19日（松江地裁判決）	契約額の5% (計26,949,950円)

番 号	事 件 名	損 害 額
9	神奈川県座間市発注土木及び舗装工事【確定】 平成14年4月24日(横浜地裁)	(現実の落札価格) - (入札予定価格より3%低い額) (計1,491,000円)
10	群馬県及び沼田市発注土木工事等【確定】 平成15年6月13日(前橋地裁判決)	契約額の5% (計305,037,925円)
11	倉敷市下水道工事【確定】 平成16年4月14日(岡山地裁判決) 平成17年4月21日(広島高裁岡山支部判決) 平成18年11月24日(最高裁決定)	契約額の15% (計26,775,000円) 契約額の5% (計8,925,000円)
12	京都市ごみ焼却場談合住民訴訟【確定】 平成17年8月31日(京都地裁判決) 平成18年9月14日(大阪高裁判決)	契約額の5% (計1,144,500,000円) 契約額の8% (計1,831,200,000円) 本件は、公取委見解(H17法改正時の資料)にいう売上額の8%以上の不当利得額が存在するとされる「約9割の事件」に含まれるとする。
13	福井県公園施設工事【確定】 平成18年1月25日(福井地裁判決)	契約額の5% (計15,106,615円)
14	町田市土木一式工事、建築一式工事及びほ装工事【確定】 平成18年1月27日(東京高裁判決) 平成19年3月23日(東京高裁判決)	契約額の5% (計343,420,707円) 契約額の5% (計6,894,037円)
15	村田町町道川畑東山線改良工事等【確定】 平成18年2月21日(仙台地裁判決)	契約額の5% (計2,260,000円)
16	高槻市上水道本管工事【確定】 平成18年2月22日(大阪地裁判決)	契約額の8% (計32,370,324円)
17	福岡市ごみ焼却場談合住民訴訟【確定】 平成18年4月25日(福岡地裁判決) 平成19年11月30日(福岡高裁判決) 平成21年4月23日(最高裁決定)	契約額の7% (計2,088,016,000円)
18	多摩ニュータウンごみ焼却場談合住民訴訟【確定】 平成18年4月28日(東京地裁判決) 平成18年10月19日(東京高裁判決) 平成19年4月24日(最高裁決定)	契約額の5% (計1,286,470,000円)
19	横浜市ごみ焼却場談合住民訴訟【確定】 平成18年6月21日(横浜地裁判決) 平成20年3月18日(東京高裁判決) 平成21年4月23日(最高裁決定)	契約額の5% (計3,017,900,000円)

番号	事件名	損害額
20	豊栄市ごみ焼却場談合住民訴訟【確定】 平成18年9月28日(新潟地裁判決) 平成19年8月29日(東京高裁判決) 平成19年12月25日(最高裁決定)	3回目の入札金額の5%から 随意契約時に値引きした額を 引いた額 (計48,925,000円)
21	神戸市ごみ焼却場談合住民訴訟【確定】 平成18年11月16日(神戸地裁判決)	契約額の5% (計1,364,750,000円)
	平成19年10月30日(大阪高裁判決) 平成21年4月23日(最高裁決定)	契約額の6% (計1,637,700,000円)
22	八王子市公共下水道入札談合住民訴訟【係属中】 平成18年11月24日(東京地裁判決)	契約額の5% (計198,082,500円)
	平成20年7月2日(東京高裁判決)	契約額の3% (計73,190,250円)
23	北海道上川支庁農業土木工事住民訴訟【確定】 平成19年1月19日(札幌地裁判決)	契約額の5% (計39,234,562円)
24	東京都ごみ焼却炉住民訴訟【係属中】 平成19年3月20日(東京地裁判決) 平成21年5月12日(東京高裁判決)	契約額の5% (計9,777,583,350円)
25	町田市公共下水道入札談合住民訴訟【係属中】 平成19年7月26日(東京地裁判決) 平成21年5月21日(東京高裁判決)	契約額の5% (計463,741,000円)
26	立川市公共下水道入札談合住民訴訟【係属中】 平成19年10月26日(東京地裁判決)	予定価格と現実の落札価格の 差額の消費税相当分の5% (計176,715,000円)
	平成21年5月28日(東京高裁判決)	工事予定価格の4.69%に相 当する金額に5%の消費税相 当額を加えた金額 工事予定価格の1.1725% に相当する金額に5%の消費 税相当額を加えた金額 (計71,317,455円)
27	いわき市ごみ焼却施設住民訴訟【確定】 平成20年1月20日(福島地裁判決)	契約額の5% (計1,127,700,000円)

参考資料2 - 1 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、参照条文、附帯決議

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）

改正 平成15年法律第119号
平成18年法律第110号
平成19年法律第58号
平成21年法律第51号

(趣旨)

第1条 この法律は、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。

- 2 この法律において「特定法人」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人
 - 二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）
- 3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。
- 4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為をいう。
- 5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
 - 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
 - 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
 - 四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは默示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を帮助すること。

(各省各庁の長等に対する改善措置の要求等)

- 第3条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができる。
- 2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があったと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。
- 3 公正取引委員会は、前2項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 各省各庁の長等は、第1項又は第2項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があつたことが明らかとなつたときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。
- 5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 6 各省各庁の長等は、第4項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。
- 7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができる。

(職員に対する損害賠償の請求等)

- 第4条 各省各庁の長等は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあつたときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。
- 2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。
- 3 各省各庁の長等は、前2項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 4 各省各庁の長等は、第1項及び第2項の調査の結果を公表しなければならない。
- 5 各省各庁の長等は、第2項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。
- 6 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第3条第2項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任すべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長（同条第1項に規定する公庫の長をいう。）は、第2項、第3項（第2項の調査に係る部分に限る。）、第4項（第2項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第4条第4項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第4条第1項の調査の結果を添えて」とする。
- 7 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定により賠償の責めに任すべき場合については、第2項、第3項（第2項の調査に係る部分に限る。）、第4項（第2項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び第5項の規定は適用せず、地方自治法第243条の2第3項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」

と読み替えて、同条(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(職員に係る懲戒事由の調査)

第5条 各省各庁の長等は、第3条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分(特定法人(特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)を除く。)にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁)をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、特定独立行政法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合(当該職員の任命権を委任した場合を含む。)は、当該職員の任命権を有する者(当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。)に対し、第3条第1項又は第2項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。

- 2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。
- 3 各省各庁の長等又は任命権者は、第1項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 4 各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第1項本文又は第2項の調査の結果を公表しなければならない。

(指定職員による調査)

第6条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員(以下この条において「指定職員」という。)に、第3条第4項、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項本文若しくは第2項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。
- 3 指定職員が調査を実施する場合においては、当該各省各庁(財政法第21条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。

(関係行政機関の連携協力)

第7条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(職員による入札等の妨害)

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

(運用上の配慮)

第9条 この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

(事務の委任)

第10条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣をもつてその長に充てることとされているものに限る。)の長に委任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成15年7月16日法律第119号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の施行の日から施行す

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成18年12月15日法律第110号）

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成19年5月25日法律第58号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第10条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）又は地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附 則（平成21年6月10日法律第51号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条の改正規定、第8条の2第1項及び第2項の改正規定、第8条の3の改正規定（「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改める部分に限る。）、第24条、第25条第1項及び第26条第1項の改正規定、第43条の次に1条を加える改正規定、第59条第2項の改正規定（「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改める部分に限る。）、第66条第4項の改正規定（「第8条第1項」を「第8条」に改める部分に限る。）、第70条の13第1項の改正規定（「第8条第1項」を「第8条」に改める部分に限る。）、第70条の15に後段を加える改正規定、同条に1項を加える改正規定、第84条第1項の改正規定、第89条第1項第2号の改正規定、第90条の改正規定、第91条の2の改正規定（同条第1号を削る部分に限る。）、第93条の改正規定並びに第95条の改正規定（同条第1項第3号中「（第3号を除く。）」を削る部分、同条第2項第3号中「、第91条第4号若しくは第5号（第4号に係る部分に限る。）」、第91条の2第1号」を削る部分（第91条の2第1号に係る部分を除く。）及び第95条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同条第2項の次に2項を加える部分を除く。）並びに附則第9条、第14条、第16条から第19条まで及び第20条第1項の規定、附則第21条中農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8の2及び第73条の24の改正規定並びに附則第23条及び第24条の規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

参照条文

財政法（昭和 22 年法律第 34 号）

第 20 条（略）

2 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第 18 条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）

第 2 条（略）

2 この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

- 一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団
- 二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団
- 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

3～4（略）

5 この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

6 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

7～10（略）

第 3 条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第 8 条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二～五（略）

予算執行職員等の責任に関する法律（昭和 25 年法律第 172 号）

（予算執行職員の義務及び責任）

第 3 条（略）

2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

3（略）

（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）

第4条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第1項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から3年を経過したときは、この限りでない。

2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員の任命権者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第55条第1項に規定する任命権者をいい、当該予算執行職員が都道府県の職員である場合にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。

3 （略）

4 各省各庁の長は、予算執行職員が前条第1項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5～6 （略）

（公庫の予算執行職員に対する準用）

第9条 （略）

2 第3条第2項及び第3項並びに第4条から前条までの規定は、前項の公庫予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫予算執行職員については、第6条第2項の規定及び第3項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3～5 （略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（職員の賠償責任）

第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一 支出負担行為

二 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認

三 支出又は支払

四 第234条の2第1項の監督又は検査

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4～14 （略）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

(職員の賠償責任)

第34条 地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第243条の2第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第10項中「処分に不服がある者は」とあるのは「処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる、その裁決に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる」とあるのは「再審査請求をすることができる」と、同条第12項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

(定義)

第2条（略）

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

国家公務員法（昭和22年法律第120号）

(懲戒の場合)

第82条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第5条第3項の規定に基づく訓令及び同条第4項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2（略）

(信用失墜行為の禁止)

第99条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第100条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～4（略）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2~4 (略)

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2~3 (略)

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

(株式)

第3条 政府（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（第四項において「首都高速道路株式会社等」という。）にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）

(株式の政府保有)

第2条 政府は、常時、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）

(株式)

第4条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

附帯決議

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対する附帯決議

平成14年7月17日
衆議院経済産業委員会

近年、国や地方公共団体等が行う公共事業の発注や物品等の調達に際し、いわゆる「官製談合」と称される不適正な事件の摘発が相次いでいる。

このような官製談合は、官公需分野における公正かつ自由な競争を官公庁自らが阻害するのみならず、国や地方公共団体等における予算の適正かつ効率的な執行を歪め、ひいては政治及び行政への国民の信頼をも損ねるものであり、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止を図ることは喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構すべきである。

- 1 公正取引委員会は、調査の結果、入札談合等関与行為があると認める場合において、必要に応じて会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もって入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に十全を期すること。
- 2 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第2条第5項に規定される三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、そのあり方を含め引き続き必要な検討を行うこと。
- 3 入札及び契約の一層の適正化や外部監査の積極的な活用など、地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取組みを促進すること。
- 4 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償の請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性、談合に伴う職員の利益の有無等を踏まえ、そのあり方について必要な検討を行うこと。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対する附帯決議

平成14年7月23日
参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構すべきである。

- 1 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第2条第5項に規定されている三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、その在り方も含め、引き続き必要な検討を行うこと。
- 2 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、必要に応じてその旨を会計検査院に通知するなど、相互に十分な連携協力を図り、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。
- 3 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性等を踏まえ、その在り方について必要な検討を行うこと。
- 4 地方公共団体等における適正な入札及び契約事務の遂行に支障が生じないよう、本法制定の趣旨及び措置の内容について周知徹底を図ること。また、地方公共団体等の入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けて、外部監査の積極的な活用等、自主的な取組の促進が図られるよう適切に対応すること。

右決議する。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律
の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成18年11月29日
衆議院経済産業委員会

近年、国や地方公共団体等が行う公共事業の発注や物品等の調達に際し、いわゆる「官製談合」と称される不適正な事件の摘発が続発している。

このような官製談合は、官公需分野における公正かつ自由な競争を官公庁自らが阻害するのみならず、国や地方公共団体等における予算の適正かつ効率的な執行を歪め、ひいては政治及び行政への国民の信頼をも損ねるものであり、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止を図ることは喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構すべきである。

- 1 公正取引委員会は、調査の結果、入札談合等関与行為があると認める場合において、会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もって入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すること。
- 2 入札契約の一層の改善や外部監査の積極的な活用など、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた地方公共団体等の取組みを促進するとともに、公共調達制度の全般的な適正化について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図ること。
- 3 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償の請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性を踏まえ、そのあり方について更に検討を行うこと。
- 4 首長の多選が、入札談合等関与行為と密接不可分な関係にまで至っている事例もあるとの指摘にかんがみ、その弊害を除去しうる方策について早急な検討を行うとともに、いわゆる天下りが、組織的な入札談合等関与行為を強く誘引している実情を踏まえ、早期退職慣行のは是正など、公務員の人事任用面における対策を早急に講ずること。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律
の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成18年12月7日
参議院経済産業委員会

公共事業の発注や物品等の調達に発注者側の関与する官製談合は平成14年の官製談合防止法制定にもかかわらず後を絶たない。

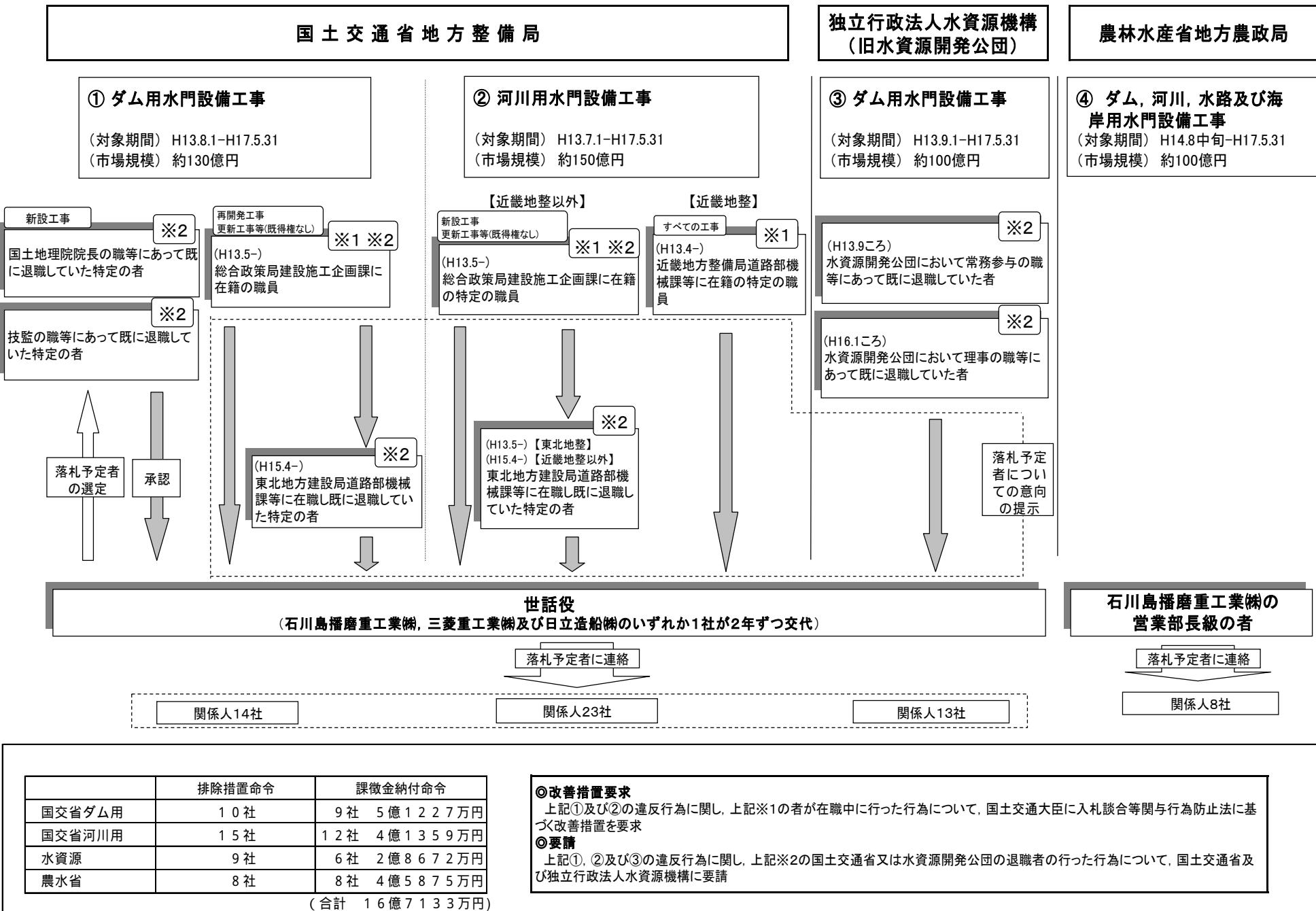
官製談合は官公需における公正で自由な競争を官公庁自らが阻害する不当な取引制限であり、予算の適正で効率的な執行を妨げ、納税者である国民の利益を阻害する悪質な行為である。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 改正法の施行状況を勘案し、必要に応じ入札談合等関与行為に当たる行為類型のさらなる範囲拡大等を検討すること。
- 2 公正取引委員会は会計検査院との相互の連携協力等を通じ、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。
- 3 国、地方公共団体等による公共調達については、予定価格の見直し、一般競争入札の一層の拡大、総合評価方式の拡充等一層の改革を図ること。また、公共調達の在り方について、発注機関、公正取引委員会、財政当局、検査当局、関連業界の代表者及び有識者による幅広い見地から、入札談合が生じる制度的な要因を解明し、入札談合の抜本的な防止策を検討すること。
- 4 地方公共団体の長・幹部職員の不正行為に加えて、公務員の関連業界へのいわゆる天下りが官製談合事件の温床となってきたこれまでの経緯にかんがみ、早期退職慣行の是正や退職者の再就職の適正化など公務員の人事管理の在り方について、公務員制度改革全体の中で早急に検討すること。

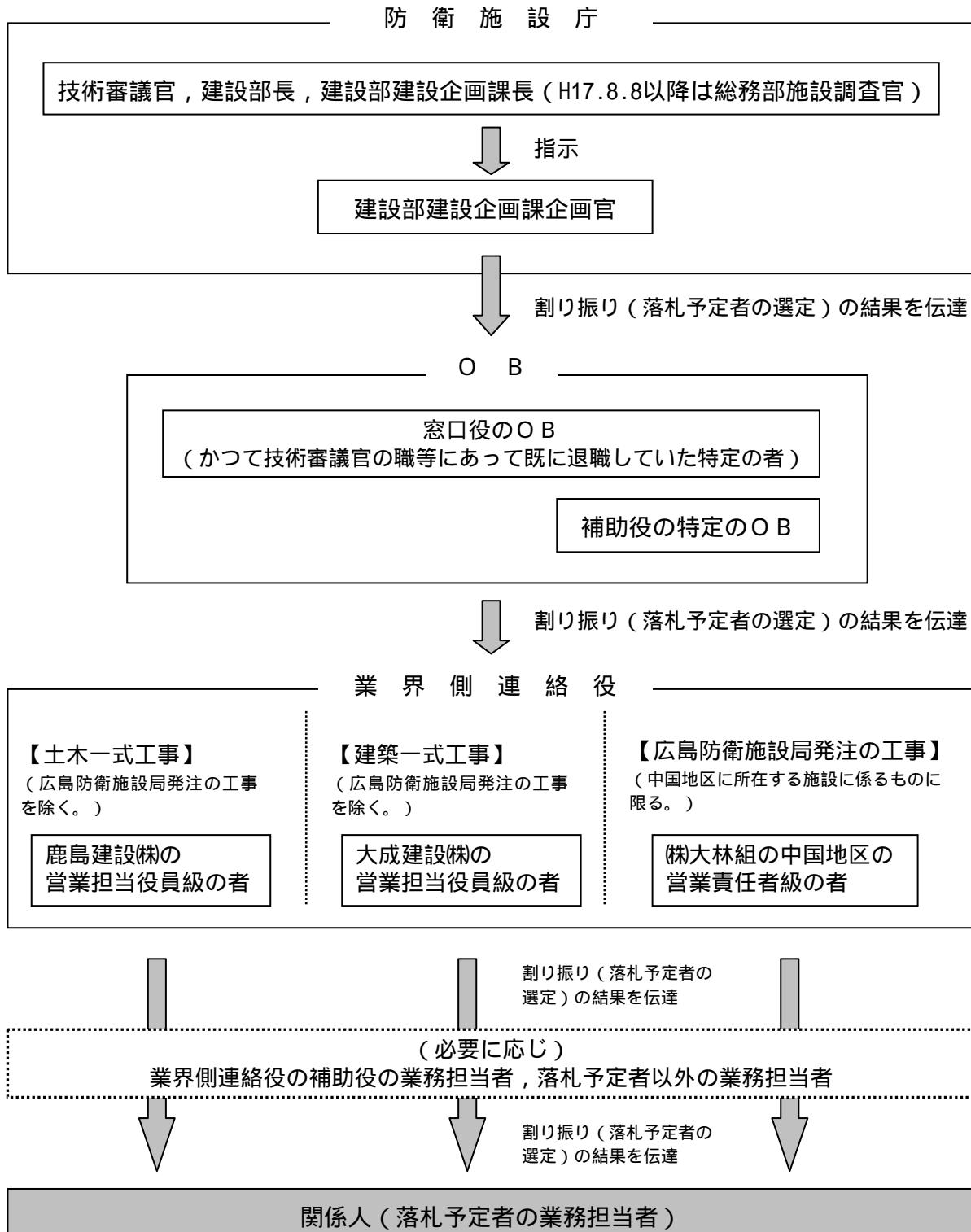
なお、検討に当たっては、公共調達に従事する公務員の意欲を高め、その能力が十分に發揮されるものとなるよう配慮すること。

右決議する。



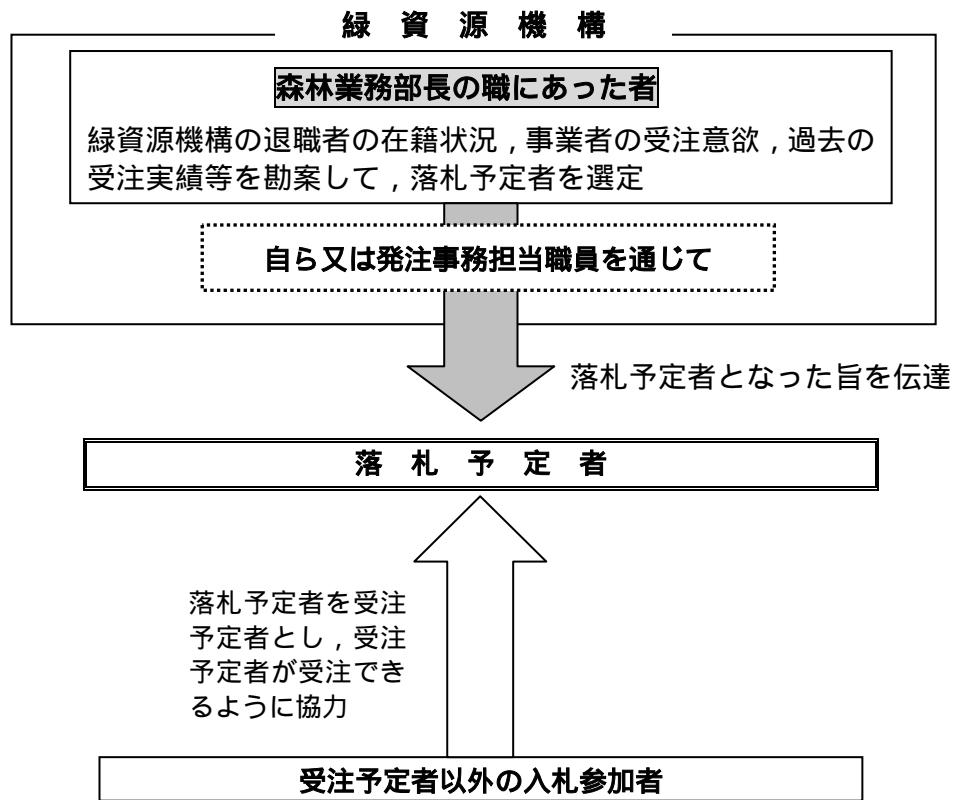
参考資料 2 - 2 防衛施設庁が発注する土木・建築工事の入札参加業者らに対する件 (事件概要)

平成 16 年度以降の割り振りの結果の伝達方法

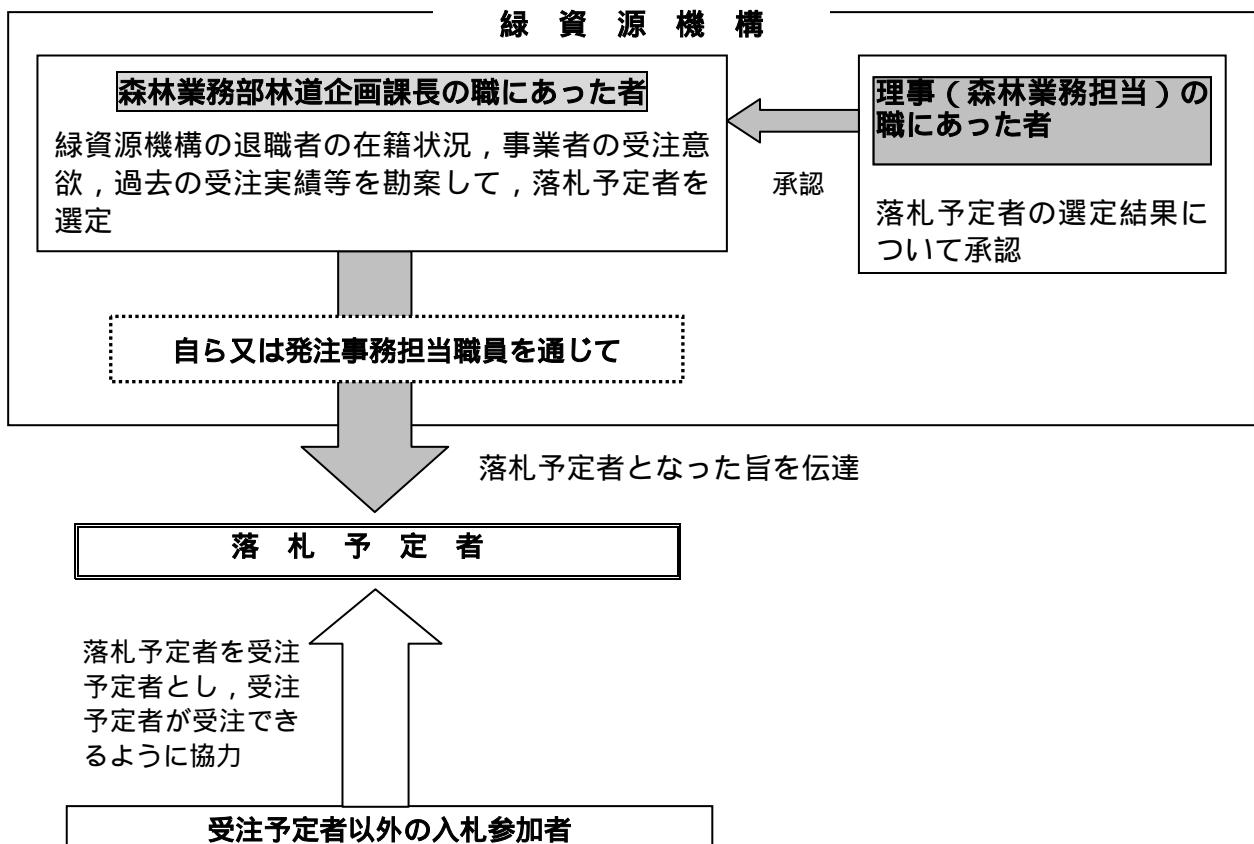


参考資料 2 - 2 緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者に対する件（事件概要）

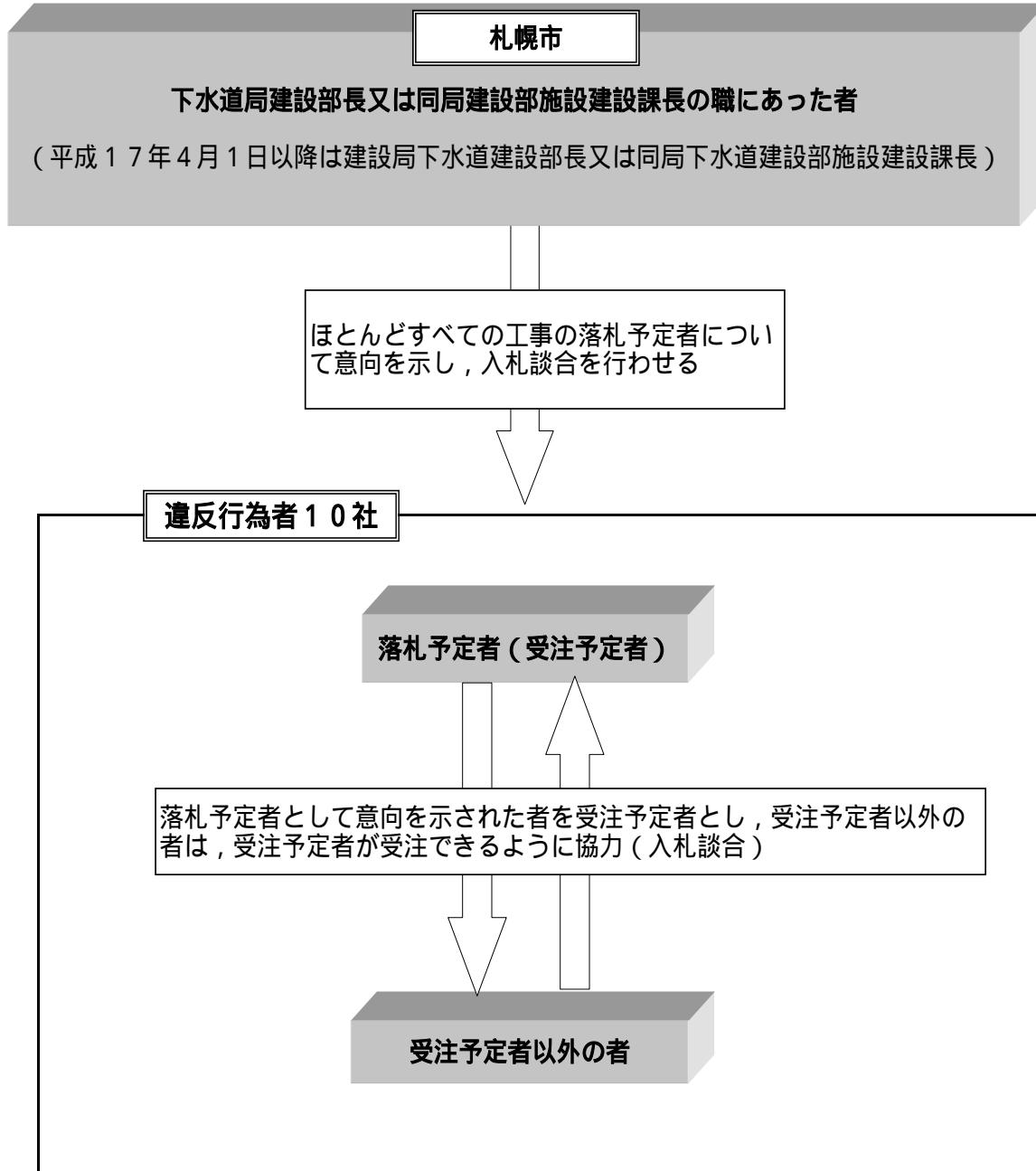
平成 16 年度における緑資源機構の落札予定者の選定結果の伝達方法



平成 17 年度及び平成 18 年度における緑資源機構の落札予定者の選定結果の伝達方法



参考資料2 - 2 札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札参加業者らに対する件（事件概要）



本件違反行為の対象工事

下水処理施設に係る電気設備工事のうち、当該工事で設置する電気設備を構成する主要機器の設計・製作を伴う新設工事、更新工事及び増設工事

(対象期間) 平成15年4月1日～平成17年12月14日

(対象工事) 33件、約120億円

参考資料 2 - 3 発注機関側に刑罰規定が適用された事例 (独占禁止法に基づく事例)

日本下水道事業団事件(平成 7 年 6 月)

日本下水道事業団工務部次長が、受注担当者が談合していると知りながら、発注内容等を教示し、入札談合を容易にしてこれを帮助したとして、公取委が独占禁止法違反帮助罪で検事総長に告発。平成 7 年 6 月に検察当局が起訴。

一審(東京高裁・平成 8 年 5 月判決)は、懲役 8 月(執行猶予 2 年)の有罪判決(確定)。

日本道路公団事件(平成 17 年 8 月)

日本道路公団副総裁が、鋼橋上部工事の分割発注を指揮してこれを実行させ、入札談合を容易にしてこれを帮助したとして、公取委が独占禁止法違反帮助罪で検事総長に告発。また、日本道路公団理事が、鋼橋上部工事に係る受注等業務に従事していた者らと共に謀の上、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにして、公取委が独占禁止法違反罪で検事総長に告発。平成 17 年 8 月に検察当局が起訴(両名を独占禁止法違反の共謀共同正犯で起訴)。

一審(東京高裁)は、理事に対し懲役 2 年(執行猶予 3 年)の有罪判決(平成 19 年 12 月判決)、副総裁に対し懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年)の有罪判決(平成 20 年 7 月判決)(両者とも上告)。

緑資源機構事件(平成 19 年 6 月)

緑資源機構元理事及び同機構元課長が、緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の受注業務に従事していた者らと共に謀の上、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにして、公取委が独占禁止法違反罪で検事総長に告発。平成 19 年 6 月に検察当局が起訴。

一審(東京地裁・平成 19 年 11 月判決)は、元理事に対し懲役 2 年(執行猶予 4 年)、元課長に対し懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年)の有罪判決(確定)。

参考資料3 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（抜粋）

昭和 59 年 3 月 23 日 採択
平成 20 年 6 月 27 日 最終改正

（指名停止の期間の特例）

第3

- 3 部局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。
- 4 部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）</p> <p>6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に關し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。）</p> <p>　イ 当該部局の所属担当者</p> <p>　ロ 当該部局の所属担当者以外の当該機関の所属担当者</p> <p>7 当該部局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に關し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（第12号に掲げる場合を除く。）</p>	当該認定をした日から 2か月以上 9か月以内
	当該認定をした日から
	3か月以上 12か月以内 2か月以上 9か月以内 刑事告発を知った日から 1か月以上 9か月以内
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p> <p>12〔A〕当該機関の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で当該機関の所掌に係るものとの職員が締結した請負契約に係る工事に關し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）（注1）</p> <p>　イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p> <p>　ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上 36か月以内

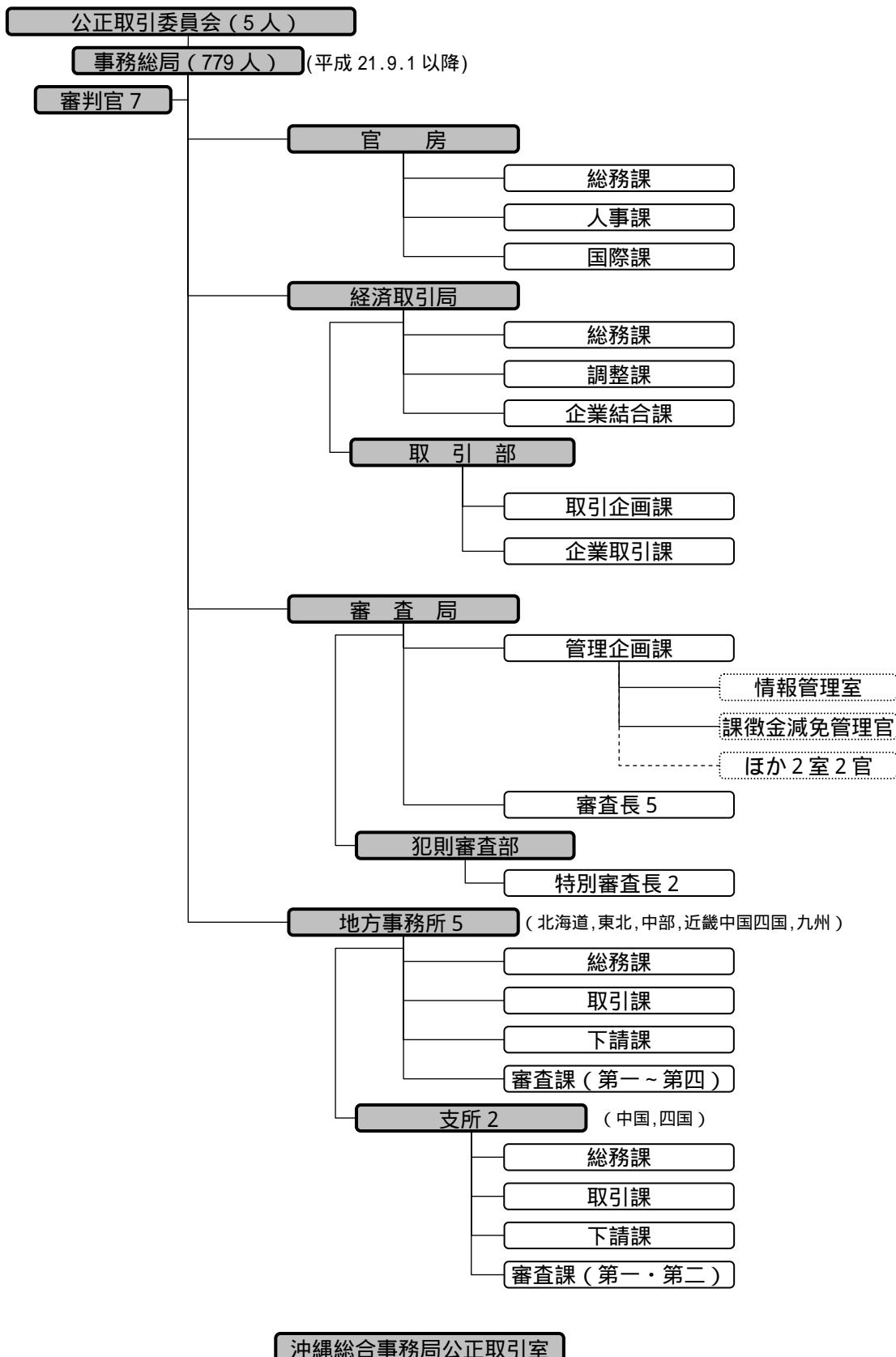
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>12〔B〕当該機関の所属担当者、当該機関を所掌する国の機関の職員又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で当該国の機関の所掌に係るものとの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき(当該工事に、その請負金額が国の政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。)(注2)</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(注1)12〔A〕は、国の機関について適用する。</p> <p>(注2)12〔B〕は、国以外の機関について適用する。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上36か月以内</p>
---	--------------------------------------

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ

7 モデル別表第2関係

- 二 独占禁止法第3条に違反した場合(第5号から第7号まで及び第12号イ)は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
 - イ 排除措置命令
 - ロ 課徴金納付命令
 - ハ 刑事告発
- 二 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- 三 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合(第5号及び第6号関係)は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- 四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、モデル第3第3項の規定を適用するものとする。

公正取引委員会組織図（平成21年度末）



(注)組織図上、総括整理職等については記載を省略。課に置かれる室・官については、審査局管理企画課に置かれるものを除き省略。地方の審査課の数は事務所・支所により異なる。

公正取引委員会事務総局等所在地

	所 在 地	管 轓 区 域
公正取引委員会 事務総局	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL 03-3581-5471	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県 千葉県・東京都・神奈川県 新潟県・山梨県・長野県
北海道事務所	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎5階 TEL 011-231-6300	北海道
東北事務所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8階 TEL 022-225-7095	青森県・岩手県・宮城県・秋田県 山形県・福島県
中部事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館3階 TEL 052-961-9421	富山県・石川県・岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階 TEL 06-6941-2173	福井県・滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所 中國支所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10階 TEL 082-228-1501	鳥取県・島根県・岡山県・広島県 山口県
近畿中国四国事務所 四国支所	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎5階 TEL 087-834-1441	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階 TEL 092-431-5881	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階 TEL 098-866-0049	沖縄県

【申告・相談窓口（本局）】

独占禁止法についての一般的な相談……………官房総務課

入札談合等関与行為防止法についての

一般的な相談……………経済取引局総務課

事業者団体の活動についての相談……………相談指導室

独占禁止法違反被疑事実についての申告……………情報管理室

課徴金の減免に係る報告・相談……………課徴金減免管理官

このほか、各地方事務所、公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp>）でも、申告・相談をお受けしております。